

新たな北海道小規模企業振興方策

～ウィズコロナ・ポストコロナ時代における小規模企業の活性化に向けて～

<方策の推進期間>
令和4年度から5カ年程度

北海道小規模企業振興条例(H28.4.1施行)

- 基本理念**
- 地域の実情等に応じ総合的に推進
 - 各機関の適切な役割分担のもと一体的に推進
 - 経営資源を有効活用した円滑・着実な事業運営
 - 経営規模・形態を踏まえ主体性を十分発揮

(小規模企業振興方策)

第17条 道は、小規模企業の振興を図るための具体的な方策を策定するものとする。

<小規模企業を取り巻く社会経済情勢>

- ◆ 本道は全国を上回るスピードで少子高齢化、人口減少が進行
- ◆ 大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症のまん延
- ◆ デジタル化の進展やSDGs、脱炭素社会の実現に向けた取組の広がり

主なKPI

- ① 小規模企業の年平均減少率
3.4% (H26～H28の平均)
→ 1.5% (H28～R8の平均)
- ② 開業率
4.4% (過去10年の平均 [H23～R21])
→ 10.0% (R8)

I. 経営体質の強化

【主な課題】

- ◆ 商圏に限られ、様々な事業環境の変化を受けやすい
- ◆ 自然災害や感染症といった様々なリスクへの対応力を高める必要
- ◆ 生産性や価格競争力、販売力、情報発信力、信用力などに弱み
- ◆ デジタル化の進展やSDGs、脱炭素社会の実現の取組の広がりといった経済社会情勢の変化への対応が必要
- ◆ 商品開発力や専門性の高い人材の確保が困難

【展開の方向】

- ① 小規模企業の目線に合わせたきめ細かな経営相談・経営指導の実施
- ② 新商品・新サービスの開発と販路開拓支援
- ③ 生産性向上や販路拡大に向けたデジタル化の支援
- ④ 自然災害や感染症など企業のリスク対応の支援
- ⑤ 効果的な施策情報等の発信
- ⑥ 経営者や従業員に対するスキルアップ支援
- ⑦ 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保

【主な取組の例】

- 地域に密着した商工会・商工会議所による併生型の経営指導・情報提供
- 北海道中小企業総合支援センター等による支店情報提供や製品開発から販路拡大に至る幅広い経営指導
- 地域の金融機関、中小企業診断士等と連携した専門家の派遣による経営指導
- 北海道産業振興条例に基づく施策、官民連携ファンタム等による新商品・新サービス開発・販路開拓への支援
- 小規模企業の受注機会の確保・拡大
- ITを活用した業務の効率化や新たな働き方への支援
- ITを活用した情報発信力や販売力強化に向けた支援
- 事業活動の維持・継続のためのBOP(事業継続計画)の普及、計画策定支援
- 道をはじめ関係機関が連携し、分かりやすい支援情報の積極的な発信
- SDGsや脱炭素社会への対応や経営に関する企業に有益な情報の発信
- 売上拡大や収益改善など企業ニーズに沿った専門家派遣による個別研修の実施
- のびのびと食品産業など新分野・新市場への進出等に資する人材の養成
- 従業員の職業訓練を行う事業主に対する支援
- 首都圏等の道内出身大学生や高度技術者などの専門人材のU・イターン就職への支援
- 産業や職場理解による人材の確保・定着

II. 事業の承継の円滑化

【主な課題】

- ◆ 経営者の平均年齢は、年々高齢化
- ◆ 後継者不在率は地域別で全国一
- ◆ 相続先や承継の具体的な手続きが分からない
- ◆ 休廃業率は増加傾向にあり、コロナ禍を契機にさらなる増加が懸念

【展開の方向】

- ① 専門家によるきめ細かな情報提供と相談指導
- ② 円滑な事業承継に向けた支援
- ③ 創業支援の取組と連携した事業承継の促進

【主な取組の例】

- 専門家(弁護士、税理士、中小企業診断士等)の登壇制度を活用し、地域における事業承継に関する相談・指導の実施
- 商工団体や金融機関、北海道事業承継・引継ぎ支援センターなど事業承継サポートネットワーク構成機関による普及啓発セミナーや事業承継診断、専門家派遣、情報提供などの実施
- 事業承継サポートネットワーク構成機関における地域における事業再生支援などの実施
- 相続税・贈与税の納税猶予など事業承継税制の活用促進
- 親族外経営者や地域の各種組織に向けた地元企業などへの事業承継の促進
- 新事業展開や事業再構築などに合わせた取組への支援
- 後継者不在企業と創業希望者とのマッチング
- 起業相談会や起業セミナーによる後継候補者のスキルアップ
- 移住希望者による事業承継の促進

III. 創業及び新たな事業分野への進出の促進

【主な課題】

- ◆ 失敗時のリスクなど起業への不安の解消
- ◆ 事業に必要な専門知識、経営ノウハウの蓄積
- ◆ 創業資金の確保
- ◆ ウィズコロナ、ポストコロナも見据え、事業の新陳代謝や新事業の創出が必要
- ◆ 新たに展開する事業や産業に関するノウハウや情報が不足

【展開の方向】

- ① 創業の各ステージに応じたきめ細かな支援
- ② 育思や介護、退職後などにおける多様な創業の促進
- ③ 事業再構築を含めた新事業分野進出の促進

【主な取組の例】

- 学生を含めた様々な世代に対する起業家意識の普及・啓蒙
- 起業相談会、起業セミナーの開催
- 先輩起業家との交流会、講演会や企業見学会の開催
- 後継者不在企業と創業希望者とのマッチング(再掲)
- 創業者への資金面での支援
- 北海道中小企業総合支援センター、商工・商工会議所等による起業後のフォローアップ
- 創業希望者のニーズに応じたきめ細かな創業支援
- ビジネスで女性が活躍しやすい環境づくりの推進
- 社会・経済の変化等に対応した新たな分野への参入に資するセミナー等の開催
- 相談窓口や専門家派遣による個別相談
- 新事業展開や事業再構築などに向けた取組への支援(再掲)

《中小・小規模企業支援ネットワーク》

- ① 経営支援・経営改善サポート
 - ② 事業承継サポート
 - ③ 創業サポート
- ・ 地域中小企業支援ネットワーク(金融機関、商工団体など関係機関で構成)の機能を活用し、市町村や小規模企業などと事例・方策の共有を図るとともに、各機関が連携し積極的な支援策を発信するほか、企業からの個別の相談へのきめ細かな対応や経営改善・新事業展開などの支援を強化
- ・ 事業承継サポートネットワーク(弁護士や税理士等の専門家や関係機関等で構成)の機能を活用し、専門家による事業承継に関する相談・指導など円滑な事業承継を支援
- ・ 地域起業サポートネットワーク(関係機関等で構成)を活用し、起業希望者の課題に応じた相談対応をサポート

《関係機関》

- 北海道
市町村
小規模企業関係団体
専門家(士業団体)
金融機関
産業支援機関
大学等
大企業等

円滑な資金の供給

- 地域の経済・金融動向的確な把握
- 金融機関等に対する事業者の実情に応じた返済条件緩和等の要請
- 北海道中小企業総合支援センターによる支援
- 北海道中小企業総合支援センターの「ファンディング」貸付・防災減災貸付
- 事業承継貸付・創業貸付
- 北海道中小企業総合支援センターによる支援
- 機械設備の割賦販売またはリースによる支援
- 北海道信用保証協会による支援
- 保証協会独自の保証料の引下げ(小規模企業貸付等)
- クラウドファンディングなど多様な資金調達の促進
- フォンドを活用した、関係機関との連携による新商品開発や事業承継・創業に対する資金供給

地域経済の活性化・地域社会の持続的発展

北海道地域商業活性化方策（第3期） ～地域商業の活性化に向けた自主的な取組への方策～

本道の地域商業の現状

条例の基本理念（第3条）

- 地域商業の役割に鑑み、活性化の取組を総合的に推進
- 地域関係者の創意及び主体性が発揮され、地域の美観に於ける取組を推進
- 道、市町村及び地域関係者の適切な役割分担による協働により取組を推進
- 地域におけるまちづくりへの十分な配慮

- <現状>
- 小売業・卸売業：小売業（H28年、40,902事業所 ▲3.0%）、従業員数333,266人（▲0.6%）、年間商品販売額 65,819億円（11.9%）卸売業（H28年、15,311事業所 ▲3.9%）、従業員数129,866人（▲4.7%）、年間商品販売額123,019億円（16.4%）*1
- 商店街数：155組合（R3年 H12年の262組合をピークに年々減少（法人化された商店街のみ））*2
- 商店街の空き店舗率：11.5%（R4年度（0.5ポイント増加）カッコ内はR2年度との対比）*2
- 総人口：5,224,614人（R2年の総人口 ▲157,119人減少、▲2.9%）カッコ内はH27年との対比）*3
- 65歳以上人口：1,664,023人（R2年の総人口に占める割合 32.1%）（3.07ポイント増加）
- 65歳以上の高齢単身世帯数：361,735世帯（42,327世帯増加）*3

- <新型コロナウイルス感染症の影響>
- 商店街全体の売上額：63.3%（R3 令和元年度を100%としたときの平均値）、来街者数：62.4%（同左）、営業店舗数：88.2%（同左）*2
- （出典 *1：経済センサス、*2：商店街実態調査（北海道）、*3：国勢調査）

事業者の責務（第5条）

小売事業施設設置者の責務（第6条）

道民の役割（第8条）

地域関係者の主な責務・役割

道又は市町村が実施する施策及び商店街活性化に向けた取組に協力
道又は市町村が実施する施策に協力
道又は市町村の施策又は商店街関係団体が行う地域商業の活性化に向けた取組に参画するよう努める

地域関係団体の責務（第7条）

地域におけるまちづくりに配慮した店舗の配置及び運営
道又は市町村の施策及び商店街関係団体が行う地域商業の活性化に向けた取組に協力

3 地域コミュニティの活性化

- 地域コミュニティの機能の低下 ○地域リーダーや活動の担い手の不足
- 中心街地の空洞化
- 多世代が集まるコミュニティ機能の整備
- 地域のまちづくりの担い手の育成・確保

1 地域商業、地域経済の活性化

- 感染症の拡大 ○店舗の老朽化
- 空き店舗の増加
- 共通する課題：○人口減少・高齢化の進行 ○商圏人口減少に伴う来街者の減少 ○人手・後継者不足 ○環境への配慮

2 道民生活の安定

- 不足業種の増加 ○「買い物弱者」の増加
- デジタル化への対応の遅れ
- 高齢人口減少に伴う来街者の減少 ○人手・後継者不足 ○環境への配慮

3 地域コミュニティの活性化

- 多世代が集まるコミュニティ機能の整備
- 地域のまちづくりの担い手の育成・確保

4 地域商業の活性化

- ウィズコロナ・ポストコロナへの対応
- 空き店舗を活用した新規出店等による商業機能の再生
- リノベーションによる商業地区の活性化と脱炭素化

5 地域商業の活性化

- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- デジタル技術の進展に伴う電子商取引（ネット販売）の対応等

6 地域商業の活性化

- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- デジタル技術の進展に伴う電子商取引（ネット販売）の対応等

7 地域商業の活性化

- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- デジタル技術の進展に伴う電子商取引（ネット販売）の対応等

はじめに

<策定の趣旨>

- 「北海道地域商業活性化方策」は、条例第9条に基づき、地域のさまざまな関係者が協働のもと積極的な取組が推進されるよう、地域商業の活性化に向けた具体的な取組の方向性を示す指針として策定するもの
- 条例の目指す三つの姿「地域商業、地域経済の活性化」、「道民生活の安定」、「地域コミュニティの活性化」について、具体的な取組の展開方策を示し、地域の取組を促進するもの

<取組の期間>

- 第2期の取組期間が令和4年度をもって終了することから、新たに、令和5年度から令和9年度までを取組期間とした第3期活性化方策を策定するもの

具体的な取組の展開方策

取組期間 令和5～9年度

道の責務

計画の策定・取組の実施、取組結果の検証・見直しを繰り返し取組を推進するため、地域関係者が行う地域商業の活性化に向けた取組を促進するため、調査研究（第13条） 情報収集・提供（第14条）

1 地域商業、地域経済の活性化

- 感染症の拡大 ○店舗の老朽化
- 空き店舗の増加
- 共通する課題：○人口減少・高齢化の進行 ○商圏人口減少に伴う来街者の減少 ○人手・後継者不足 ○環境への配慮

2 道民生活の安定

- 不足業種の増加 ○「買い物弱者」の増加
- デジタル化への対応の遅れ
- 高齢人口減少に伴う来街者の減少 ○人手・後継者不足 ○環境への配慮

3 地域コミュニティの活性化

- 多世代が集まるコミュニティ機能の整備
- 地域のまちづくりの担い手の育成・確保

4 地域商業の活性化

- ウィズコロナ・ポストコロナへの対応
- 空き店舗を活用した新規出店等による商業機能の再生
- リノベーションによる商業地区の活性化と脱炭素化

5 地域商業の活性化

- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- デジタル技術の進展に伴う電子商取引（ネット販売）の対応等

6 地域商業の活性化

- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- デジタル技術の進展に伴う電子商取引（ネット販売）の対応等

7 地域商業の活性化

- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- デジタル技術の進展に伴う電子商取引（ネット販売）の対応等

8 地域商業の活性化

- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- デジタル技術の進展に伴う電子商取引（ネット販売）の対応等

9 地域商業の活性化

- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- 消費・購買の場の場と機会を守る
- 地域の買い物環境の維持・確保
- デジタル技術の進展に伴う電子商取引（ネット販売）の対応等

本方策は、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の達成に資するものです。*2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。

北海道地域貢献活動指針の概要（令和5年4月改訂）

～望ましい地域貢献活動の展開への指針～

第1章 策定の趣旨

本指針は、条例に基づき、事業者、小売事業施設設置者、商工関係団体による地域貢献活動の望ましい姿を提示する指針として策定。本指針に基づき、地域のまちづくりに配慮した活発な地域貢献活動を促進。

第2章 地域貢献活動の意義

地域貢献活動は、社会貢献活動の中でもより地域に密着したものととらえ、自らの活動によって社会や環境に及ぼす影響も認識し、地域の声を聴き、事業者等が関係者と一体となって自発的、積極的に取り組んでいくもの。

地域貢献活動の取組では、事業者等も地域社会を形成する一員との考えのもと、地域のニーズやまちづくりとの調和に配慮しつつ、地域のまちづくりを先導する提案型の観点と地域課題の解決への協力や地域行事への参画といった協働・相互扶助型の観点をバランスよく検討。

第3章 地域貢献活動の実施にあたって

1 地域貢献活動の取組状況

地域貢献活動実施状況報告書によると、「地域との連携促進」の活動における「地域団体・組織への加入状況」では、商工会議所・商工会が最も多く、次いで商店街組織、町内会の順となっているが、目的等に応じ、複数の団体・組織に加入し、連携した活動促進が望まれる。

また、「地域基盤の形成・維持」の活動における「地域や道内からの雇用の推進と安定的な雇用の確保」では、パート・アルバイトや従業員の地元採用の取組が多い状況。

2 求められる地域貢献活動

道民意識調査等では「地域における安定的な雇用の確保」、「地域イベントや各種行事など地域づくりへの参加、協力」など地域に密着した取組や地域との協力関係の構築を求める声が多い状況。

また、市町村アンケート調査では、期待する活動として「地域の雇用の推進と確保」が最も多く、次いで、「まちづくりの取組への協力」、「観光振興の取組」への期待が高い状況。

3 地域貢献活動の実施にあたって

地域の声を踏まえた取組の実施と、取組の実績や成果をわかりやすく説明し、地域の理解を得ることが重要。そのため、地域貢献活動の担当者を設定し、地域との意見交換に努めるなど、地道な取組の継続が、地域にとってわかりやすい活動を推進する上で有効。

第4章 地域貢献活動の望ましい姿

地域で期待される地域貢献活動の参考となる事例を紹介

1 地域との連携促進

「地域団体・組織への加入」、「地域との意見交換の推進」、「地域活動等への支援・協力」、「消費生活の安定・経済活性化への協力」

2 地域基盤の形成・維持

「地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保」、「ゆとりある勤労者生活の確保」、「従業員の職業能力開発の推進」、「地域の防犯活動等への参画・協働」、「地域防災活動等への協力」

3 まちづくりへの協力

「市町村等の取組への協力」、「地域における魅力ある景観形成への配慮」、「環境美化対策の実施」、「観光振興の取組」、「子ども、高齢者、障がいのある人等への配慮」

4 環境・エネルギー対策

「ISO14001の導入など環境全般への配慮」、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の推進」、「エネルギー対策の実施」、「ゼロカーボン北海道の実現に向けた対策の実施」

「北海道における健康長寿産業振興の進め方」(平成27年12月)の概要

健康長寿産業分野に関連する本道のポテンシャルを踏まえ、基幹産業である食関連産業や観光産業、進みつつあるものづくり産業の集積を活かし、この3つの産業に関連する「健康長寿」の分野にターゲットを定め、新たな産業集積の促進を目指していきます。

